

第14回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年8月28日(水) 午後2時00分～2時26分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

1番 間澤 智子	3番 源田 武志	4番 林郷 ケイ子
5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治	7番 舘野 栄子
8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男	10番 軒 保(遅参)
11番 北村 卓也	13番 馬場 賢一	14番 塩倉 健一
15番 高城 健一		

4 欠席委員 (2人)

2番 太内田 栄二 12番 下田 博美

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路 鉄也	高谷 直樹	明戸 巖	坂澤 勉
山道 慶蔵	金澤 百年	柏木 淑子	川原 由次郎
林郷 永吉	下権谷 由雄	下谷地 信子	塩倉 康美

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤 光英

係長 猪石 秀美

主任 佐々木 えり子

主事 中里 利則

8 会議の概要

- 議長（会長） ただ今から、第14回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め12人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。
-

◎議事録署名委員の指名

- 議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番 馬場委員、14番 塩倉委員を指名
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
○議長（会長） 異議なしと認め、両人を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとするに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
○議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（会長） それでは、議事に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたし
ます。詳細については事務局より説明いたします。
○事務局（事務局長） 議長。
○議長（会長） 局長。
○事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番について、ご説明いたしま
す。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決
を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇
〇番〇、地目 田、面積 2,329㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 畑、750
㎡、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、2,731㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇
〇〇 〇番〇〇、地目 畑、520㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇、地目 田、4,315
㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇〇、地目 田、2,611㎡。合計6筆13,256㎡、
権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇氏、経営面
積は、田 13,520㎡、畑 1,270㎡、計 14,790㎡で、 農業従事者は3人です。
譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇氏であり、経営面積は同一
世帯につき省略させていただきますが、申請事由は、後継者である子に贈与しようとするもので
あります。

お手元の 総会提出資料 1 ページから 7 ページをご覧ください。

1 ページは 申請地 6 筆の案内図であり、2 ページは現況写真で、写真①は○側から、②は○側、③は○○側から、④及び⑤は○○側、⑥は○側から撮影したものであります。3 ページから 5 ページは公図であります。6 ページ 7 ページは許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 8 月 19 日に ○○委員、○○推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願します。

○議長（会長） はい。ありがとうございました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号 1 について、○○推進委員願います。

○ ○○推進委員 ○○農業委員と共に 8 月 19 日に現地調査を行った結果について報告いたします。この申請は、親から後継者である子へ贈与しようとするものです。

今回、所有権移転する農地は、田 4 筆、畑 2 筆の点在する農地で、畑 1 筆が休耕中で、他は全て耕作されており、休耕中の畑も草刈りにより適正に管理されておりました。

今後も適正に利用していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

これが 3 条でございますから、何回も言うようでございますけれども、同地目を幾ら親子でも畑と畑、田と田を、農地を移転するという幾ら親子でも農業委員会を、3 条を通さなければならぬというものです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第 1 号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第 1 号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、番号 1 番を上程いたします。詳細について、事務局から説明いたさせます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書 2 ページをお開き願います。

議案第2号 申請人から提出のありました農地法第5条に規定する許可申請番号1番について、県知事に進達するにあたり、係る意見をお願いするものであります。

番号1番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇〇、地目 田 37 m²、洋野町〇〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇〇、地目 畑、139 m²で2筆合計176 m²を譲受人住所氏名、洋野町〇〇〇第〇地割〇番地〇、〇〇〇 〇〇氏が、譲渡人住所氏名、洋野町〇〇〇第〇地割〇〇番地〇 〇〇 〇〇氏から売買により倉庫建築のための宅地として転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料8ページから14ページをご覧ください。

8ページは、事業計画書であり、店舗に隣接した業務用倉庫の建替えをしようとするもので、新たに建築する倉庫面積と通路の、必要部分を譲り受けようとするものであります。

9ページは案内図及び写真で、〇側から申請地を撮影したものであり、当該地の農地の種類は10ha以上の一団の農地に位置していることから第1種農地に分類されるものであります。集落に接しており不許可の例外になるものと考えられます。

10ページは公図、11ページは付近状況図、12ページは建物配置図であり、町立〇〇〇学校から〇側に約〇kmの位置にあり、〇側を田、〇側を宅地、〇側を田と畑、〇側を宅地に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響、位置的な問題はなく、店舗に接した既存の業務用倉庫を取り壊し、新たに倉庫を建設しようとすることから、他に適地はなく代替性はないものと考えられます。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年8月19日に〇〇委員、〇〇〇推進委員で行っております。

13ページ14ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしく申し上げます。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、議案第2号の調査結果について報告願います。

〇〇〇推進委員願います。

○ 〇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に9月19日に現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請は、売買により、事業用倉庫を建て替えるため、転用しようとするものです。

申請地は、休耕中の農地で、新たに建築する倉庫が宅地内に収まらないため、宅地に接した農地の必要面積を転用しようとするもので、周囲の農地に与える影響もなく、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番の説明及び現地調査報告が終わりました。

今、説明のとおりであります。〇〇さん4条、3条、5条と混同する場合はあると思います。

5条につきましては、所有権移転と転用、農地から農地以外にするのと5条申請、農地から農地以外のもに変わる、それから更に所有権移転が伴うこれが5条申請であります。

議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番の説明及び現地調査報告が終わりました。

○議長（会長） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めず。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第2号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番について申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(会長) 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

○○○委員 ○委員遅参入室

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(会長) 次に、日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、番号1番から番号6番を一括上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局(事務局長) 議長。

○議長(会長) 局長

○事務局(事務局長) 議案書3ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領で、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から6番までの6件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった6件のうち、権利を取得した事由は全てが相続で、あっせん希望の有無については、番号1番から6番まで6件とも無で提出されております。

なお、関係資料は総会提出資料15ページから20ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願います。

○議長(会長) 事務局の説明が終わりました。これは報告事項であります。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(会長) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告については終わります。

.....

○議長(会長)

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第14回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。